

訪問看護医療情報連携加算の算定にかかる掲示

カナリア訪問看護ステーションでは、訪問看護医療情報連携加算の算定にあたり以下の運用を行う。

1. ICT を用いて情報共有できる体制 情報共有に使用するサービスの主な名称：メディカルケアステーション（MCS）

- 1) 記録された利用者の診療情報等が、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- 2) 情報共有できる参加者の範囲を随時設定できること。
- 3) 参加者が、情報を常時、閲覧・取得ができ、利用者ごとに時系列で速やかに表示されること。
- 4) 参加者が、常時、必要な診療情報を共有できること。

2. 主な連携機関の名称と種類

- 1) 伊奈クリニック（保険医療機関）
- 2) 大宮在宅クリニック（保険医療機関）
- 3) 奏診療所（保険医療機関）
- 4) 在宅クリニックドクターランド大宮（保険医療機関）
- 5) ひかりクリニック大宮（保険医療機関）
- 6) ひろクリニック（保険医療機関）
- 7) 東整形外科（保険医療機関）

3. 安全管理及び掲示に関する体制

- 1) 一般社団法人保険医療福祉情報安全管理適合性評価協会（HISPRO）が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベート SNS にかかる事項を参考にしていること。
- 2) 厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にしていること。
- 3) 連携機関と連携体制を構築していること及び実際に利用の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- 4) (3) の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。